

特定小規模施設用自動火災報知設備 の解説

省令改正のポイント・設置要件・現行製品の課題

2025年6月28日

株式会社タイムラン



目次

特定小規模施設用自動火災報知設備の解説

1. 概要

2. システム構成

3. 2024年省令改正のポイント

4. 特定小規模施設の定義

5. 設置条件の詳細

6. 資格要件

7. 感知器設置場所

8. 現行製品の課題

9. まとめ

10. Q&A

i 特定小規模施設用自動火災報知設備とは

特定小規模施設用自動火災報知設備は、延べ面積300㎡未満の小規模施設向けに開発された簡易型の火災報知設備です。従来の設備に比べて大幅に簡略化されており、設置工事も容易です。

主な特徴

- 無線通信機能搭載の感知器で構成
- 内蔵スピーカーによる音声警報機能
- 火災受信機や配線工事が不要
- バッテリー駆動で電気工事士資格不要
- 1つの感知器が作動すると全感知器が連動して警報

導入メリット

- ✓ 工事費用が大幅に削減（従来比約1/3）
- ✓ 工期短縮（配線工事不要で設置即日完了）
- ✓ 特別な資格がなくても設置可能（中継機除く）
- ✓ 建物の美観を損なわない（配線露出なし）

主な対象施設

🎵カラオケ 📺個室ビデオ 🏠民泊 🏨旅館・ホテル 🏥病院・福祉施設 🏛文化財



左：親機 中：感知器裏と電池 右：子機

従来設備との比較

	特小自火報	従来設備
受信機	不要	必要
配線工事	不要	必要
設置資格	原則不要	必要
工事期間	短期	長期

無線感知器システムの構成

特定小規模施設用自動火災報知設備は、バッテリー駆動の無線通信機能を搭載した火災感知器です。従来の受信機や配線工事が不要なシンプルなシステムです。

システム構成の特徴

- **親機・子機の構成**：各感知器に警報スピーカー内蔵
- **メーカー別接続台数**：
パナソニック 親機1台+子機14台=計15台
能美防災 親機1台+子機15台=計16台
- **電源**：内蔵バッテリーで動作（配線工事不要）
- **通信範囲**：障害物なしで約100m、建物内では短縮

⚠ 重要：

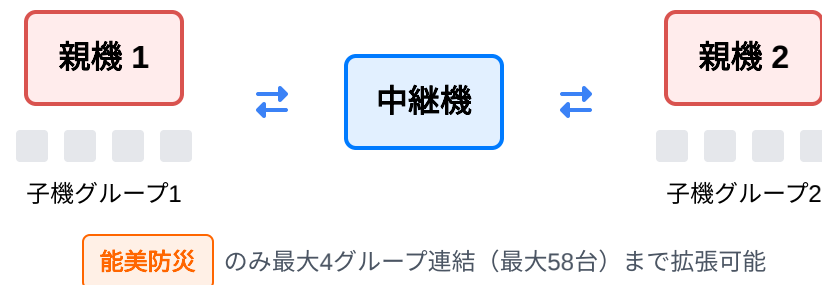
中継機を使用する場合は**消防設備士甲種4類**の国家資格が必要になります。基本構成では資格不要です。



基本構成（1グループ）



拡張構成（複数グループ） ※能美防災のみ対応



“i” 通信範囲: 障害物なしの環境で約100m、建物内では障害物により短縮
❗ 階をまたぐ場合や間仕切りが多い場所では電波が届きにくく注意が必要

2024年7月 省令改正のポイント

2024年7月23日に「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」が公布・施行されました。

主な改正ポイント

- 特定小規模施設の定義範囲の大幅拡大
- 特定一階段等防火対象物への適用（延べ面積300㎡未満）
- 技術上の規格を満たす設備であれば無線式感知器の設置が可能に

音声警報の規定

「火災の発生した警戒区域を特定できる場合は、火災警報が警報音および火災である旨の情報と火災の発生を感知した場所を周知する音声を組み合わせたものであること」

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令18条1項ハより

改正前後の比較

項目	改正前	改正後
特定一階段等防火対象物	無線式特小自火報の設置不可	延べ面積300㎡未満なら設置可能
複合用途建物	民泊等と共同住宅の複合用途で全体が300㎡以上だと通常の自火報が必要	民泊部分が300㎡未満、全体が500㎡未満なら設置可能
音声警報	詳細な規定なし	火災発生場所を周知する音声が必要

適用範囲拡大の効果

- 従来は設置が難しかった民泊物件の発掘や活用が容易に
- 3階以上や地階に特定用途がある小規模物件でも設置コストを抑えられる
- 設置工事の簡素化により工期短縮・コスト削減が実現

！ 現行製品の一部は法改正に完全対応していない可能性あり

パナソニック社：音声警報に対応するが中継機の機能に制限

能美防災社：中継機能が充実するが音声警報に完全対応していない

参照：総務省消防庁 消防予第363号（2024年7月23日）「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令2条1項、2条1項1号イ」

特定小規模施設の定義

特定小規模施設とは**延べ面積または床面積が300㎡未満**で、自動火災報知設備の設置が義務付けられている用途を持つ防火対象物またはその部分を指します。

法的根拠

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 第2条1項1号イ

2024年7月23日改正・施行

対象施設の具体例

- カラオケ、個室ビデオ店
- 民泊施設
- 旅館・ホテル
- 病院・診療所
- 福祉施設（歩行困難者収容）
- 格納庫
- 文化財
- 特定一階段等防火対象物

「特定小規模施設」の条件

次の条件に**当てはまらない**施設が特定小規模施設に該当します：

- 延べ面積300㎡以上の劇場、集会場、飲食店等
- 延べ面積500㎡以上の共同住宅、学校、工場等
- 延べ面積1,000㎡以上の神社、事務所、美容室等
- 地階・無窓階・3階以上の階で床面積300㎡以上
- 11階以上の階
- 通信機器室で床面積500㎡以上

特定一階段等防火対象物も対象に



特定一階段等防火対象物：

地下や3階以上に特定用途があり
屋内階段が1系統のみの建物

**延べ面積300㎡未満であれば
特定小規模施設用自火報が使用可能に**

2024年7月省令改正のポイント

- 特定小規模施設の定義範囲が拡大
- 特定一階段等防火対象物も対象に含まれる
- 従来より幅広い施設で無線式感知器が使用可能に
- 民泊など小規模建物での採算性向上の可能性

POINT：面積に関係なく自動火災報知設備設置が義務となる用途でも、延べ面積300㎡未満であれば特定小規模施設用無線式感知器の使用が可能です。これにより設置工事の簡素化とコスト削減が図れます。

📍 感知器設置場所と民泊への影響

感知器の設置が必要な場所

- 2㎡以上の収納庫
- 倉庫、機械室、これらの類
- 階段、傾斜路、廊下及び通路
- エレベーターシャフト、リネンシュート、パイプダクト類 ※特定条件のみ

特定一階段等防火対象物への適用

2024年省令改正により延べ面積300㎡未満であれば、特定一階段等防火対象物にも特小自火報が使用可能となりました。

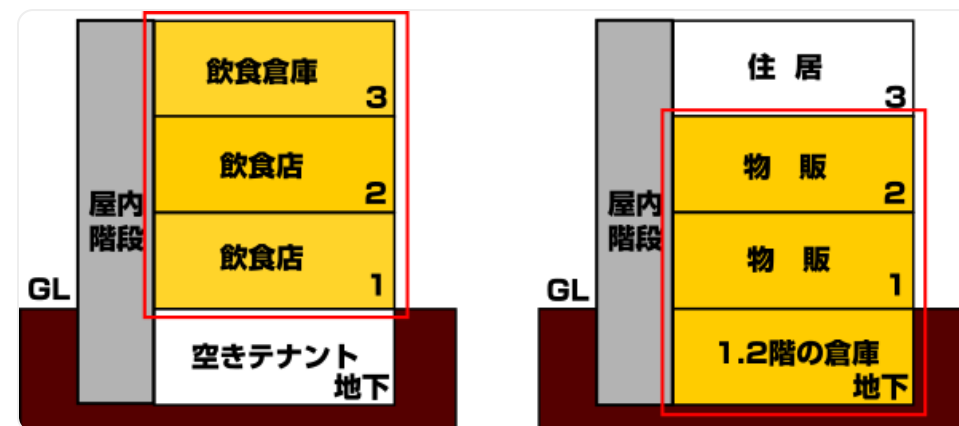
※特定一階段等防火対象物: 地下または3階以上に特定用途があり、かつ避難階段が1系統のみの建物

民泊運営への影響 ビジネスチャンス

省令改正により、従来は自火報設置コストが高く断念されていた3階以上の物件でも、特定小規模施設用自火報を使用することで採算性が向上し、「隠れ優良民泊物件」として活用できる可能性が広がりました。

導入時の注意点

特定一階段等防火対象物では、エレベーターシャフト等にも感知器設置が必要です。また、間仕切りが多い場合は電波の通信状況に注意し、必要に応じて専門業者に相談してください。



特定一階段等防火対象物の例

民泊事業者必見ポイント

- 3階以上の空き物件で延べ面積300㎡未満の場合、無線式感知器で対応可能
- 設置コストを大幅に抑えられ、物件活用の幅が広がる
- 水回りや階段の位置など、物件選定時に注意すれば優良物件に化ける可能性あり

🏠 設置に必要な資格について

特定小規模施設用自動火災報知機は**資格がなくても設置できる**点が大きなメリットです。電気工事士も不要です。

資格不要の理由

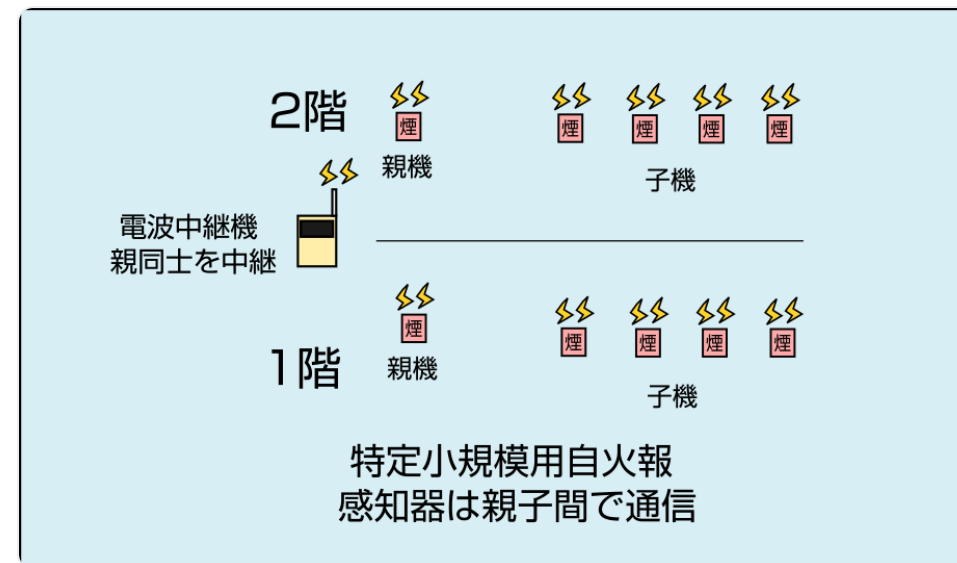
- 内蔵電池で動作するため電気工事が不要
- 無線式で複雑な配線工事が不要
- 感知器の取り付けのみで設置完了
- 1グループの感知器構成であれば届出のみで設置可能

⚠ 中継機使用時の資格要件

中継機を使用してグループを増設する場合は**消防設備士甲種4類**の資格が必要です。

消防設備士甲種4類とは：自動火災報知設備の工事、整備、点検に関する国家資格です。

必要なケース：親機の電波が届かない場所に子機を設置する場合や、15台（または16台）以上の感知器が必要な場合に中継機を使用します。



中継機を使用したシステム構成例（消防設備士甲種4類が必要）

メーカー別 資格要件比較

設置パターン	パナソニック社	能美防災社
基本構成 (1グループ)	資格不要 最大15台	資格不要 最大16台
中継機使用時	消防設備士甲種4類が必要	
最大接続台数	15台	58台 (中継機使用時)

中継機使用時の注意点

📶 電波障害

間仕切りや鉄筋コンクリートの壁、階をまたぐ場所では電波が届きにくくなります。事前に設置場所の電波状況を確認しましょう。

✂ 施工技術

中継機を使用する場合は専門的な知識が必要です。電波状況の確認方法や最適な設置位置の判断には資格者の技術が必要となります。

📄 届出手続き

自動火災報知設備の設置・変更には消防署への届出が必要です。複雑なシステムの場合、図面作成や検査対応も必要になります。

⚠ 現行製品の課題と今後の展望

現在、特定小規模施設用の感知器を製造しているメーカーはパナソニック社と能美防災社の2社のみです。省令改正により使用範囲は拡大しましたが、現行製品には課題があります。

課題1：音声警報の仕様

法令では「火災の発生を感知した場所を周知する音声」が求められています。

- パナソニック社：「1階で火災が発生」「2階で火災が発生」など、場所を具体的に音声で周知可能
- 能美防災社：「1番」「2番」などの番号のみを読み上げるプログラム設計

課題2：電波通信の問題

建物内の壁や階をまたぐ場合に電波が届きにくくなります

- 障害物がない状態で約 100m の通信範囲
- 天井や壁、竪穴区画の鉄扉などにより電波が減衰
- パナソニック社：親機1台に子機14台のみ（グループ増設不可）
- 能美防災社：中継機で最大 4グループ・58台 まで接続可能

特定一階段等防火対象物への対応には、現行製品では不足している面があります。

メーカー製品比較

項目	パナソニック社	能美防災社
火災発生場所音声警報	あり ○	なし ×
接続可能個数	親1に対して子14 計15台	親1に対して子15 計16台
グループ構成	最大1グループ 最大15台まで	最大4グループ 最大58台まで
現行法令適合性	音声警報○ 接続数に制限あり	接続数○ 音声警報に課題
今後必要な改良点	中継機能の拡張	音声警報の改良

💡 今後の展望

2024年7月の省令改正を受け、両メーカーから法令改正に完全対応した新製品が発表される可能性があります。

- パナソニック社：中継機能追加で複数グループ対応
- 能美防災社：火災発生場所の音声警報機能の改良
- 特定一階段等防火対象物への適用が容易になる製品開発

i 電波の通信状況は建物の構造や材質によって大きく左右されます。設置前の現地調査が重要です。

まとめ・よくある質問(Q&A)

まとめ

- 省令改正により特定小規模施設用自火報が**使用範囲拡大**
- 延べ面積300㎡未満の**特定一階段等防火対象物**でも使用可能
- 基本的に**設置資格は不要**（中継機使用時は例外）
- 現行品は「パナソニック社」「能美防災社」の2社が製造
- 法令改正に完全対応した新製品の登場が期待される

2024年7月省令改正により、特定小規模施設に加えて、300㎡未満の特定一階段等防火対象物にも無線式感知器システムの導入が可能となり、従来の有線式設備に比べて大幅な設置コスト削減と設置作業の簡素化が期待できます。

よくある質問

Q1: 特定小規模施設用自動火災報知設備とは？

バッテリー駆動の無線式感知器で、火災受信機や配線工事が不要な簡易的な火災報知設備です。

Q2: 設置に必要な資格は？

基本的に資格不要ですが、中継機を使用する場合は消防設備士甲種4類が必要です。

Q3: 2024年7月の省令改正で何が変わった？

特定小規模施設の定義範囲が拡大し、特定一階段等防火対象物でも使用可能になりました。

Q4: 現行製品の課題は？

パナソニック製品は音声警報に対応も設置台数に制限。能美防災製品は中継可能だが音声警報に課題があります。

Q5: 設置場所はどこに必要？

2㎡以上の収納庫、倉庫、機械室、階段、廊下、通路など。用途によってはエレベーターシャフト等も必要です。

※2025年6月28日現在の情報に基づいています。詳細は所轄消防署にご確認ください。